

重要・保存版 台風や地震等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により「京都市」(テレビ・ラジオでは、「京都南部」または、「京都・亀岡」地域と報道される場合があります)に「特別警報(大雨, 暴風など6種類)」または「暴風警報」が発令された場合、また京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に十分注意してください。

記

1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。

特別警報 解除の時刻等	措 置(登校時刻等)	給食の有無
午前0時までに解除になった場合	5校時(13:00)から始業	無
午前0時現在, 特別警報発令中の場合	臨 時 休 業	無

- (3) 在校中に発令された場合は、保護者への引き渡しができるまで、学校に留め置くこととします。

2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

暴風警報 解除時刻	措 置(登校時刻等)	給食の有無
午前7時までに解除になった場合	平常授業(8:30始業)	有
午前9時までに解除になった場合	3校時(10:30)から始業	有
午前11時までに解除になった場合	5校時(13:00)から始業	無
午前11時現在, 警報発令中の場合	臨 時 休 業	無

- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととします。

3 震度5弱以上の地震発生について

- (1) 京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に発令された場合は、保護者への引き渡しができるまで、学校に留め置くこととします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします。